「山井、早出和国東利法」 我们外昭学

「中華人民共和国导利法」「新印利忠教				
(<mark>赤字</mark> は削除又は移動内容を表し、 太字 は新規追加内容を表す)				
現行法	改正法			
第二条	第二条			
本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。	本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。			
発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案	発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案			
を指す。	を指す。			
実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、	実用新案とは、製品の形状、構造又はその組合せに対して行われる、			
実用に適した新たな技術方案を指す。	実用に適した新たな技術方案を指す。			
意匠とは、製品の形状、模様又はその組合わせ並び色彩と形状、模様	意匠とは、製品の全体又は一部の形状、模様又はその組合わせ並び色			
との組合せに対して行われる、優れた美観に富み、かつ工業上の応用	彩と形状、模様との組合せに対して行われる、優れた美観に富み、か			
に適した新たなデザインを指す。	つ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。			
第六条	第六条			
所属単位の任務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件を利	所属単位の任務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件を利			
用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専	用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専			
利出願権は当該単位に帰属し、出願が認可された場合は当該単位が	利出願権は当該単位に帰属し、出願が認可された場合は当該単位が			
車利権 考しわる	東利			

専利権者となる。

非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は創作者に帰属 し、出願が認可された場合は当該発明者又は創作者を専利権者とす る。所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造につい て、所属単位と発明者又は創作者間で契約を締結し、専利出願権及び 専利権の帰属に対して約定がある場合は、その定めに従う。

専利権者となる。当該単位は、関連する発明創造の実施と活用を促進 するよう、その職務発明創造の専利出願権や専利権を法により処置 することができる。

非職務発明創造については、専利出願権は発明者又は創作者に帰属 し、出願が認可された場合は当該発明者又は創作者を専利権者とす る。所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造につい て、所属単位と発明者又は創作者間で契約を締結し、専利出願権及び 専利権の帰属に対して約定がある場合は、その定めに従う。

第十四条

国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。

(第四十九条に変更)

第十六条

専利権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は創作者に合理的な報酬を与える。

第十六五条

専利権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は創作者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて、発明者又は創作者に合理的な報酬を与える。

国は、発明者又は創作者が合理的にイノベーションによる収益を共 有できるよう、専利権を付与された単位が株式、オプション、配当等 の方式を通じて財産権による激励を実施することを奨励する。

第二十条

専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守しなければならない。 専利権を濫用して公共利益又は他人の合法的な権益を害しては ならない。

専利権を濫用して競争を排除し又は制限し独占行為を構成した場合、「中華人民共和国独占禁止法」に従って処理する。

第二十一条

国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は専利情報を完全、正確、適時に発表し、定期的

第二十一条

国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。

国務院専利行政部門は、専利情報公共サービス体系の構築を発表強

に専利公報を出版しなければならない。

専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及 び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

化し、専利情報を完全、正確、適時に発表し、専利の基礎データを提供し、定期的に専利公報を出版し、専利情報の普及と活用を促進しなければならない。

専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及 び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。

第二十四条

専利を出願する発明創造について、出願日前6か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

- (一) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合
- (二) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合
- (三) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合

第二十四条

専利を出願する発明創造について、出願日前6か月以内に以下の状況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。

- (一) 国家において緊急事態又は非常事態が発生し、公共の利益のために初めて公開した場合
- (<u>一</u>二) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合

(<mark>二三</mark>) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合

(<u>三四</u>) 他者が出願人の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合

第二十五条

以下に掲げる各号には専利権を付与しない。

- (一) 科学上の発見
- (二) 知的活動の規則及び方法
- (三) 疾病の診断及び治療方法
- (四)動物と植物の品種
- (五) 原子核の変換方法で得られた物質
- (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に表示を機能とするデザイン

第二十五条

以下に掲げる各号には専利権を付与しない。

- (一) 科学上の発見
- (二) 知的活動の規則及び方法
- (三) 疾病の診断及び治療方法
- (四)動物と植物の品種
- (五) **原子核変換方法及び**原子核の変換方法で得られた物質
- (六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成された、主に表示を機能とするデザイン

前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。

第二十九条

出願人が発明又は実用新案の専利を外国で初めて出願した日から12カ月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から6カ月以内に、中国で再び同一の主題について専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した協定又は共に締結した国際条約に基づき、若しくは相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を享受できる。

出願人が発明又は実用新案について中国で最初に専利出願した日から12カ月以内に、国務院専利行政部門に同一の主題について専利 出願を提起する場合、優先権を享受できる。

第三十条

出願人が優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ3ケ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。書面による声明を提出せず、又は期限を過ぎても専利出願書類の副本を提出しない場合は、優先権を要求しなかったものと見なす。

前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。

第二十九条

出願人が発明又は実用新案の専利を外国で初めて出願した日から12カ月以内に、又は意匠を外国で初めて出願した日から6カ月以内に、中国で再び同一の主題について専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した協定又は共に締結した国際条約に基づき、若しくは相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を享受できる。

出願人が、発明又は実用新案について中国で最初に専利出願した日から12カ月以内に、**又は意匠について中国で最初に専利出願を提出した日から6ヶ月以内に**、また国務院専利行政部門に同一の主題について専利出願を提起する場合、優先権を享受できる。

第三十条

出願人が**発明、実用新案について専利**優先権を要求する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ3ケ月以内に最初に専利出願を提出した日から16カ月以内に、最初に提出した専利出願書類の副本を提出しなければならない。

出願人が意匠について専利優先権を要求する場合、出願時に書面に よる声明を提出し、かつ3ヶ月以内に、最初に提出した専利出願書類 の副本を提出しなければならない。

出願人が書面による声明を提出せず、又は期限を過ぎても専利出願 書類の副本を提出しない場合は、優先権を要求しなかったものと見 なす。

第四十一条

国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国 務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3 カ月以内に、専利復審委員会に不服審判を請求することができる。専 利復審委員会は不服審判後に決定を下し、かつ専利出願人に通知す る。

専利出願人は専利復審委員会の不服審判の決定について不服がある 場合、通知受領日から3カ月以内に人民法院に提訴することができ る。

第四十二条

発明専利権の期限は20年とし、実用新案専利権と意匠専利権の期 限は10年とし、いずれも出願日から起算する。

第四十五条

国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる単位

第四十一条

国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願人は国 務院専利行政部門の拒絶査定に不服がある場合、通知受領日から3 カ月以内に、専利復審委員会国務院専利行政部門に不服審判を請求 することができる。

専利復審委員会

国務院専利行政部門は不服審判 後に決定を下し、かつ専利出願人に通知する。

専利出願人は専利復審委員会国務院専利行政部門の不服審判の決定 について不服がある場合、通知受領目から3カ月以内に人民法院に 提訴することができる。

第四十二条

発明専利権の期限は20年とし、実用新案専利権との期限は10年、 意匠専利権の期限は15年とし、いずれも出願日から起算する。

発明専利の出願日から起算して満4年、かつ実体審査請求日から起 算して満3年後に発明専利が付与された場合、国務院専利行政部門 が専利権者の請求に応じて、発明専利の権利付与プロセスにおける 不合理的な遅延について専利権の期間の補償を与える。ただし、出願 人に起因する不合理的な遅延は除外する。

新薬の発売承認審査にかかった時間を補償するために、中国で発売 許可を得られた新薬に関連する発明専利について、国務院専利行政 部門は専利権者の請求に応じて専利権の存続期間の補償を与える。 補償の期間は5年を超えず、新薬発売承認後の専利権の合計存続期 間は14年を超えないものとする。

第四十五条

国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる単位 又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していない│又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していない

と認めた場合は専利復審委員会に当該専利権の無効審判を請求する ことができる。 と認めた場合は専利復審委員会国務院専利行政部門に当該専利権の 無効審判を請求することができる。

第四十六条

専利復審委員会は専利権無効審判請求に対し、速やかに審理及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。

専利復審委員会の専利権無効宣告又は専利権維持の決定について不 服である場合、通知受領日から3カ月以内に人民法院に提訴するこ とができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者 に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第四十六条

専利復審委員会国務院専利行政部門は専利権無効審判請求に対し、 速やかに審理及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知しな ければならない。専利権の無効宣告が決定された場合、国務院専利行 政部門が登記及び公告を行う。

専利復審委員会国務院専利行政部門の専利権無効宣告又は専利権維持の決定について不服である場合、通知受領日から3カ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

第六章 専利実施の強制許諾

第六章 専利実施の強制許諾特別許諾

第四十八条

国務院専利行政部門、地方人民政府の専利業務管理部門は、同級の関連部門と共同して措置を講じ、専利公共サービスを強化し、専利の実施と活用を促進しなければならない。

第十四条

国有企業事業機関の発明特許が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された部門に実施を許諾することができる。実施部門は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。

第十四四十九条

国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管部門及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。

第五十条
専利権者が自ら書面にて国務院専利行政部門に、如何なる単位又は
個人の当該専利の実施を許諾する意思がある旨の声明を行い、かつ
許諾実施料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院専利行政部門
はこれを公告し、開放的許諾を実施する。実用新案、意匠専利につい
て開放的許諾声明を提出する場合、専利権評価報告書を提供しなけ
ればならない。
専利権者が開放的許諾声明を取り下げる場合は、書面により提出し
なければならず、かつ国務院専利行政部門がこれを公告する。開放的
許諾声明の取り下げが公告された場合、先に与えられた開放的許諾
の効力には影響を及ぼさない。
第五十一条
如何なる単位又は個人も開放的許諾に係る専利を実施する意思があ
る場合、書面にて専利権者に通知し、かつ公告された許諾実施料の支
払方式、基準に従って許諾実施料を支払うことにより、専利実施許諾
を受けることができる。
開放的許諾の実施期間において、専利権者に対して専利年費の納付
については、減免する。
開放的許諾を実施する専利権者は、被許諾者と許諾実施料について
協議の上、通常実施権を付与することができるが、当該専利について
専用又は排他的実施権を付与してはならない。
第五十二条
当事者は開放的許諾の実施について紛争が生じた場合、当事者間の
協議によって解決する。協議する意向がない又は協議が成立しない

場合、国務院専利行政部門に調停を請求することができ、また人民法院に提訴することもできる。

第六十一条

専利権侵害紛争が新製品製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する単位又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことの証明を提出しなければならない。

専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院 又は専利事務管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵 害紛争を審理し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が 関連の実用新案又は意匠について検索、分析、評価を行ったうえ作成 した専利権評価報告を提出するよう要求することができる。

第六十三条

専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利事務管理 部門が是正を命じ、公告し、違法所得を没収し、かつ違法所得の4倍 以下の罰金に処することができる。違法所得がない場合は20万元 以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合、法により刑 事責任を追及する。

第六十四条

専利事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて専利詐称被疑行 為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関 連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所 に対して立入検査を実施し、違法被疑行為と関連する契約やインボ

第六十一六十六条

専利権侵害紛争が新製品製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する単位又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことの証明を提出しなければならない。

専利権侵害紛争が実用新案専利又は意匠専利に係る場合、人民法院 又は専利事業管理部門は、専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵 害紛争を審理し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が 関連の実用新案又は意匠について検索、分析、評価を行ったうえ作成 した専利権評価報告書を提出するよう要求することができる。 専利 権者、利害関係者又は被疑侵害者は自発的に専利権評価報告書を提 示することもできる。

第六十三六十八条

専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利事務管理 法執行担当部門は是正を命じたうえ、公告し、違法所得を没収し、違 法所得の45倍以下の罰金に処することができる。違法所得がない 又は違法所得が5万元以下の場合は2025万元以下の罰金に処することができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第六十四六十九条

専利事務管理法執行担当部門は、取得した証拠に基づき、専利詐称の 嫌疑行為を摘発するにあたって、**次の措置をとる権限を有する。**

(一) 全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。

イス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、専利詐称であることを証明する証拠がある製品については、封印又は差し押さえることができる。

専利業務管理部門が法により前項に定めた職権を行使する場合、当 事者はこれに協力し、支援を提供しなければならず、拒否又は妨害を したりしてはならない。

- (二) 当事者が違法被疑行為を行った場所に対して立入検査を実施する。
- (三) 違法被疑行為と関連する契約やインボイス、帳簿及びその他の関連資料を閲覧・複製することができる。
- (四) 違法被疑行為と関連する製品を検査する。
- (五) 専利詐称であることを証明する証拠がある製品については、 封印又は差し押さえることができる。

専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、前項第(一)号、第(二)号、第(四)号の措置をとることができる。

専利法執行担当部門、専利業務管理部門が法に基づき前二項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否、妨害をしてはならない。

第七十条

国務院専利行政部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて、全 国的に重大な影響を有する専利権侵害紛争を処理することができ る。

地方人民政府の専利業務管理部門は、専利権者又は利害関係者の請求に応じて専利権侵害紛争を処理するにあたって、本行政区域内において同一の専利権を侵害した事件については併合して処理することができる。地域を跨って同一の専利権を侵害した事件については、上級の地方人民政府の専利業務管理部門に処理を請求することができる。

第六十五条

専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の 損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場 合、権利侵害者が権利侵害によって得た利益に応じて確定する。権利 者の損失又は権利侵害者が得た利益の確定が困難である場合、当該 専利の許諾実施料の倍数を参酌して合理的に確定する。賠償金額に は、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出 も含まなければならない。

権利者の損害、権利侵害者の得た利益、専利許諾実施料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1万元以上100万元以下の賠償を認定することができる。

第六十五七十一条

専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の 損失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、 入は権利侵害者が権利侵害によって得た利益に応じて確定する。 権利者の損失又は権利侵害者が得た利益の確定が困難である場合、 当該専利の許諾実施料の倍数を参酌して合理的に確定する。故意に 専利権を侵害し、情状が深刻である場合、上記方法で確定した金額の 1倍以上5倍以下で賠償金額を確定することができる。 時間金額に は、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出 も含むものとする。

権利者の損害、権利侵害者の得た利益、専利許諾実施料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、**13**万元以上**100500**万元以下の賠償を認定することができる。

賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合 理的な支出も含まれなければならない。

人民法院は賠償金額を確定するために、権利者がすでに立証に力を 尽くしたにもかかわらず、権利侵害行為に係る帳簿、資料が主に権利 侵害者に把握されている状況下では、権利侵害行為に係る帳簿、資料 の提供を権利侵害者に命じることができる。権利侵害者はそれを提 供せず、又は虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は権利者の 主張及び提供した証拠を参考にして賠償金額を判定することができ る。

第六十六条

専利権者又は利害関係者が、他人が専利権侵害行為を実施している

第六十六七十二条

専利権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為や当該権利の実現

又は実施しようとしていることを証拠により証明し、それを速やかに制止しないとその合法的な権益が回復し難い損害を被る恐れがある場合、提訴前に、人民法院に関連行為を差止める措置を出すよう申請することができる。

申請者は申請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は申請を却下する。

人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を申請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。申請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日か

ら15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。 申請に誤りがあった場合、申請者は、関連行為の停止によって被申請 者が被った損失を賠償しなければならない。

第六十七条

専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する恐れがある又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に 人民法院に証拠保全を申請することができる。

人民法院は保全措置を講じる場合、申請者に担保の提供を命令することができる。申請者が担保を提供しない場合は申請を却下する。 人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。

を妨害する行為を実施している又は実施しようとしていることを証拠により証明し、それを速やかに制止しないとその合法的な権益が回復し難い損害を被る恐れがある場合、提訴前に、法に基づいて人民法院に関連行為を差止める措置財産保全措置、特定行為の履行命令又は特定行為の履行禁止命令を出すよう申請することができる。

申請者は申請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は申請を却下する。

人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定について不服がある場合は一度、再審を申請することができる。再審期間中は裁定の執行を停止しない。申請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。申請に誤りがあった場合、申請者は、関連行為の停止によって被申請者が被った損失を賠償しなければならない。

第六十七七十三条

専利権侵害行為を制止するため、証拠が消滅する恐れがある又は今後の取得が困難であるときは、専利権者又は利害関係者は提訴前に 法により人民法院に証拠保全を申請することができる。

人民法院は保全措置を講じる場合、申請者に担保の提供を命令する ことができる。申請者が担保を提供しない場合は申請を却下する。 人民法院は申請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置 を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。 申請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。

第六十八条

専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利 侵害行為を知った日又は知り得た日より起算する。

発明専利の出願公開から専利権付与までの間に当該発明が使用され、かつ適当額の使用料を支払われていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とし、専利権者が他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。

第六十九条

以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。

- (一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの機関及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。
- (二) 専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用の必要準備を終え、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。
- (三)臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、 その所属国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条 約に基づき、又は互恵の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにそ の装置と設備において関連専利を使用する場合。
- (四) 専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。

申請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた目から15日以内に起 訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。

第六十八七十四条

専利権侵害の訴訟時効は23年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為**及び侵害者**を知った日又は知り得た日より起算する。

発明専利の出願公開から専利権付与までの間に当該発明が使用され、かつ適当額の使用料を支払われていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は23年とし、専利権者が他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得た日より起算する。但し、専利権者が専利権付与日以前に知っていた場合又は知り得た場合は、専利権付与日より起算する。

第六十九七十六条

以下の状況のいずれかに該当する場合は専利権侵害とはみなさない。

- (一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの機関及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売の申出、販売、輸入を行う場合。
- (二) 専利出願日以前に同一の製品を製造し、同一の方法を使用するか、又は既に製造と使用の必要準備を終え、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。
- (三)臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、 その所属国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条 約に基づき、又は互恵の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにそ の装置と設備において関連専利を使用する場合。
- (四) 専ら科学研究と実験のために関連専利を使用する場合。

(五)行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品 又は専利医療機械を製造、輸入する場合。

(五) 行政認可に必要な情報を提供するため、専利医薬品又は専利医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために専利医薬品 又は専利医療機械を製造、輸入する場合。

薬品発売承認審査において、薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録出願された薬品に係る専利権について紛争が生じた場合、関連当事者は人民法院に提訴し、登録出願された薬品の関連技術方案が他人の薬品専利権の保護範囲に含まれているかどうかを判決するよう請求することができる。国務院薬品監督管理部門は規定された期限内に、人民法院による発効した判決により、関連薬品の発売許可を一時中止するかどうかの決定を下すことができる。薬品発売許可申請者と関連専利権者又は利害関係者は、登録出願された薬品に係る専利権紛争について、国務院専利行政部門に行政裁決を請求することもできる。

国務院薬品監督管理部門は国務院専利行政部門と共同して、薬品発売の承認と薬品発売許可申請段階の専利権紛争解決の具体的な係合 弁法を制定し、国務院に報告して承認を得てから施行する。

第七十二条

発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所属機関又は上級主管機関が行政処分を行う。

第七十三条

専利事務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。

専利事務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は 監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は

第七十二条

発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所属機関又は上級主管機関が行政処分を行う。

第七十三七十九条

専利業務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。

専利業務管理部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は 監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は

没収する。	情状が重い場合、	直接責任を負う	主管者及びその他の	直接
責任者に対	けし、法に基づきる	行政処分を行う。		

没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接 責任者に対し、法に基づき<mark>行政</mark>処分を行う。

第七十四条

専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。

第七十四八十条

専利管理業務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。

※本資料は、中国国家知識産権局の公表情報を基にジェトロが独自に作成したもので、仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。